



▲ 3月14日(月) 町立中学校卒業式

まちの情報紙

報 廣

太 子

Public
Relations
TAISHI Town

2016

4

月号

No.497

主な内容

- 2 太子町長選挙・太子町議会議員補欠選挙
- 3 平成28年度予算が決まりました
- 4 平成28年度 後期高齢者医療制度
- 6 平成28年度 介護保険料
- 7 太子聖燈会
- 8 フォトニュースNo.1
- 10 フォトニュースNo.2
- 12 みんなのひろば
- 15 高齢者情報局
- 16 健康インフォメーション
- 17 人権コーナー「気づく」
- 23 タウンインフォメーション

太子町長選挙・太子町議会議員補欠選挙

～ さあ投票 選挙の主役はあなたです ～

- 投票日【とき】4月10日(日) 午前7時～午後8時
【ところ】各指定投票所
- 期日前投票【とき】4月6日(水)～9日(土) 午前8時30分～午後8時
【ところ】太子町まちづくり観光交流センター1階 期日前投票所(役場東側)

■葉室及び畑地区では、下記のとおり臨時の期日前投票所を開設します
【とき】4月9日(土) 午前9時～正午 【ところ】葉室集会所、畑集会所

※この期日前投票所の増設については、投票所が廃止される大字地区を対象に設置するものであり、地区外にお住まいの人はご利用頂けません。







■投票所入場整理券

入場整理券は、有権者宅に封書で郵送します。届きましたら開封してご確認ください(届かないときはお問い合わせください)。なお、入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば投票できますので、その旨を投票所の係員にお申出ください。

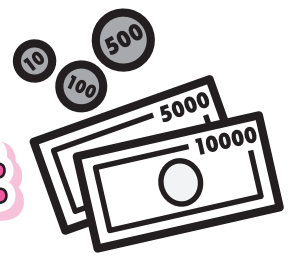
詳しくは、入場整理券と同封していますチラシをご確認ください。

■投票区変更一覧

新投票区	投票所(住所)	地区
第1投票区 地図①	太子集会所 (太子町大字太子1733番地の1)	昭和町、新昭和町、伽山、太陽ヶ丘、太井川町、桜川、四季の街、向少路、中大道、内之町、西之口
第2投票区 地図②	まちづくり観光交流センター (太子町大字山田88番地) 役場東側	新屋敷、西仲町、東町、上之町、分田町、旭町、北町、北仲町、寿町、赤坂町、陵西台、さくら、さつきヶ丘、平和町、緑ヶ丘、いわき台、若葉、中山台、葉室
第3投票区 地図③	松の木保育園 (太子町大字春日183番地の8)	栄町、太子ヶ丘、春日丘、第3太子ヶ丘
第4投票区 地図④	山田小学校 (太子町大字山田372番地)	大道、後屋、東條、永田、西、佃、下ノ町、葵、畑
第5投票区 地図⑤	聖和台集会所 (太子町聖和台2丁目10番地の5)	磯長台、聖和台1丁目～4丁目

<p>①太子集会所 太子町大字太子1733番地の1</p> 	<p>②まちづくり観光交流センター 太子町大字山田88番地</p> 	<p>③松の木保育園 太子町大字春日183番地の8</p> 
<p>④山田小学校 太子町大字山田372番地</p> 	<p>⑤聖和台集会所 太子町聖和台2丁目10番地の5</p> 	<p>～さあ投票 選挙の主役は あなたです～ 円滑な選挙の執行のため、ご協力 よろしくお願ひいたします。</p> <p>未来をつくる あなたの一票大切に</p> 

◆問合せ 太子町選挙管理委員会事務局(住民人権グループ) ☎98-5515



平成28年度予算が決まりました

昨年度と同様「選択と集中」の考えのもと財政規律を堅持し、4月に町長選挙を控えるため、義務的経費を中心に骨格予算として編成しました。

ただし、子育て支援や地域福祉の充実、住民の安心・安全に関わる喫緊の課題、教育環境の向上に関わるもの並びに継続的な普通建設事業については、当初予算に計上しています。

なお、「地方創生加速化交付金」に対応する施策を平成27年度補正予算に計上し、平成28年度当初予算案と一体的に編成しました。

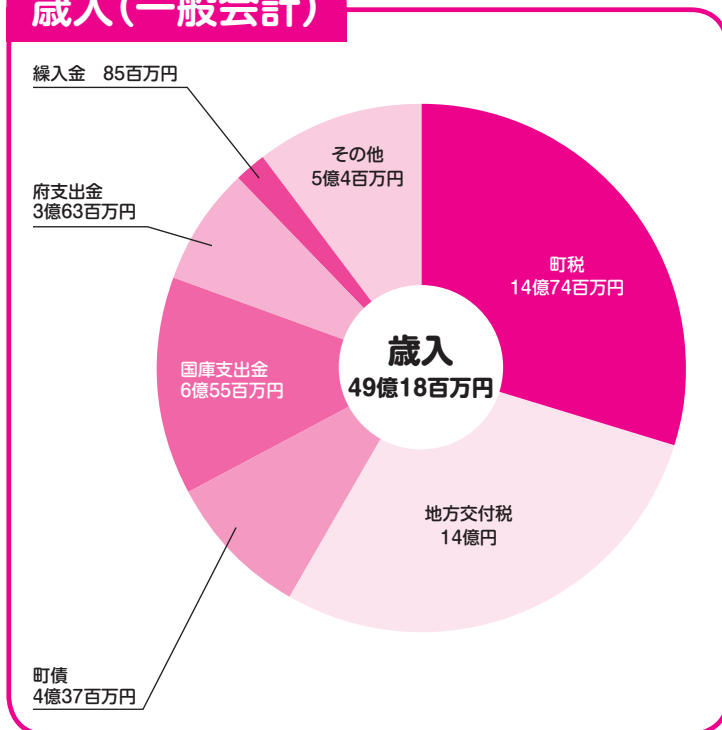
会計別予算額一覧

(単位：千円、%)

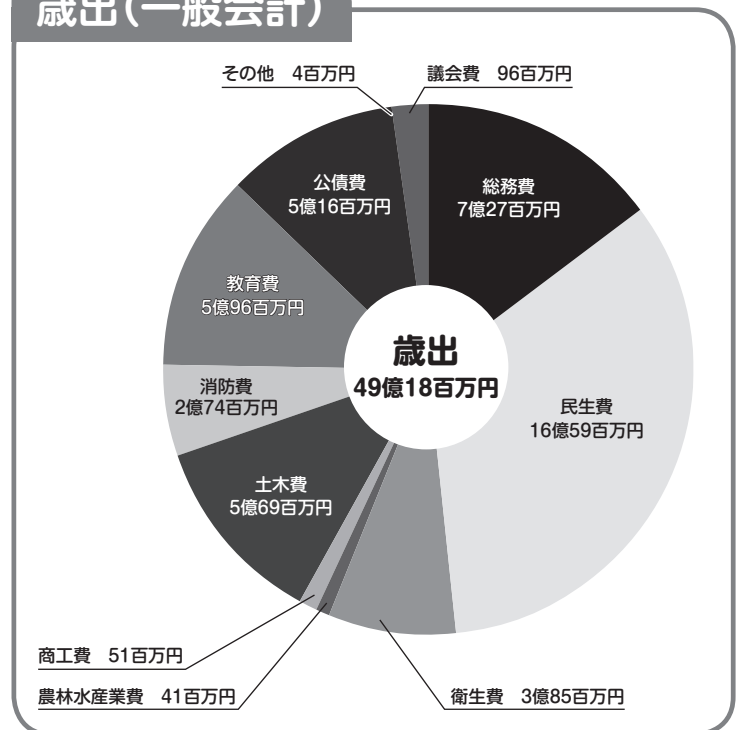
会計名	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	4,918,212	4,829,206	89,006	1.8
特別会計	3,546,609	3,521,276	25,333	0.7
国民健康保険特別会計	1,854,255	1,857,671	▲ 3,416	▲ 0.2
山田財産区特別会計	4,583	4,578	5	0.1
春日財産区特別会計	937	935	2	0.2
下水道事業特別会計	366,416	346,574	19,842	5.7
介護保険特別会計	1,155,333	1,141,394	13,939	1.2
後期高齢者医療特別会計	165,085	170,124	▲ 5,039	▲ 3.0
水道事業会計※	282,934	283,721	▲ 787	▲ 0.3
合計	8,747,755	8,634,203	113,552	1.3

※水道事業会計の予算規模は、収益的支出－減価償却費＋資本的支出です。

歳入(一般会計)



歳出(一般会計)



平成28年度 後期高齢者医療制度

平成28年度から保険料率が変わります

平成28年2月の大阪府後期高齢者医療広域連合議会で審議・可決され、平成28・29年度の保険料率が決定されました。

〈平成28・29年度の保険料の算定方法〉

年間の保険料 年額 (限度額57万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,649円	+	所得割額 被保険者の所得×所得割率 10.41%
---------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額－120万円（公的年金等控除額）－33万円（基礎控除額）」となります。

なお、マイナスの場合は0円です。

（遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含みません）

保険料の軽減

1. 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（51,649円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金など控除額は80万円として計算する）	9割	5,164円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,747円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋26万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋48万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

2. 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下（年金収入のみ場合は、その収入が211万円以下※）の人については、所得割額が5割軽減されます。

※収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合。

3. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

保険料額のお知らせと納め方

1. 普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の人

7月に、平成28年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書の方法により9期（7月～翌年3月まで）で納めて頂きます。

ただし、年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

2. 特別徴収（年金からのお支払い）の人

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払い頂きます。

平成27年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。

○平成28年2月に保険料を特別徴収で支払われた人

4月・6月の年金受給時に、2月にお支払い頂いた金額と同額を仮徴収額としてお支払い頂きます。ただし、8月分は、2月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に変更となります。

○平成27年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成27年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

○本算定後の特別徴収

平成28年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」及び「納入通知書」を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成27年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などによりすでに納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。

※特別徴収でのお支払いを、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療グループへお申込みください。

健康診査・人間ドック費用の一部助成

●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の人に、「健康診査受診券」を4月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒で送付します（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、受診券に記載された有効期限まで無料（年度中に1回）で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などに連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除かれます。

①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受けるには、保険医療グループに必要書類を持参し、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日～翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. 口座情報がわかるもの
5. 印かん

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

◆問合せ

◎制度全般に関すること

・保険料・被保険者証など

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06-4790-2028

・高額給付費・健康診査・人間ドック

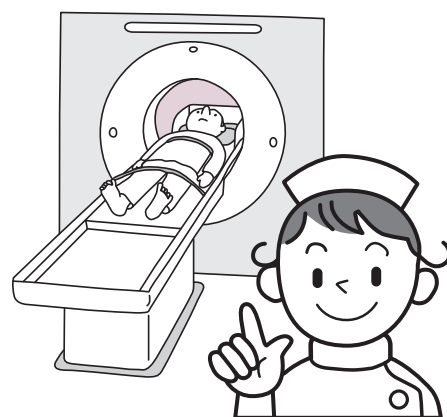
大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031

・予算編成・広報広聴など

大阪府後期高齢者医療広域連合総務企画課 ☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

保険医療グループ ☎98-5516



平成28年度 介護保険料

65歳以上の平成28年度介護保険料は、7月に平成27年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。

しかし4月1日時点では、皆さんの平成27年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くことになります。徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収…年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。

2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。

ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や、保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収…年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。

平成26年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約22%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	33,210円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.72
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の人	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人	基準額×1.0
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	88,560円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	95,940円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	110,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	123,990円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	129,150円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	136,530円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	143,910円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高齢介護グループ ☎98-5538



一万燈の和のあかり
思いを灯す春の宵

太子聖燈会

4月23日(土)・24日(日)

両日とも荒天中止の場合は25日(月)に開催
*午後6時～9時 *午後6時30分点灯
*会場／叡福寺・西方院・太子和みの広場

祝 太子町 町制施行60周年記念

主催 太子聖燈会の会 協力 叡福寺 西方院
後援 太子町 太子町教育委員会 大阪府 大阪観光局
華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会
近畿日本鉄道株式会社 (順不同)
協賛 大阪南農業協同組合
たいし聖徳市

◆問合せ
太子聖燈会の会事務局
☎21-1600
大阪府南河内郡太子町山田88
太子町観光・まちづくり協会内



ボランティア募集中

当日、ろうそく点灯の準備と後片付けをお手伝い頂ける人を募集しています。お手伝い頂ける人は事務局までご連絡ください。

- 活動時間 23日 午後4時～10時
24日 午後5時～10時
- 活動場所 主に和みの広場

ご協賛のお願い

太子聖燈会は、みなさまのご協賛金で行っています。昨年も、みなさまのご協力で多くの来場者を迎えることができました。

ご協賛頂いた人には、お名前やひとことをシールに書いて頂き、当日会場に並べる燈火カップに貼らせて頂きます。

ご家族のみなさままでのご協賛をお願いします。





3月14日(月)

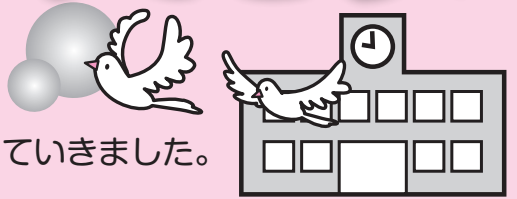
町立中学校

未来へ！ 卒園・卒業おめでとう！

3月。各幼稚園や保育所、小中学校で卒園・卒業式が行われました。

は、幼稚園計59人、保育所計44人、小学校計156人、中学校計146人。

仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月17日(木)

町立磯長小学校



3月17日(木)

町立山田小学校



3月15日(火)

町立幼稚園

PHOTO

No.1

はばたけ

NEWS



春の訪れを日に日に感
卒園・卒業を迎えたの
それぞれの希望を胸に、



3月19日(土)

やわらぎ幼稚園
やわらぎ保育園



3月19日(土)

松の木保育園

第19回健康づくり講習会

3月5日(土)、太子町スポーツ推進委員会主催の第19回太子町健康づくり講習会(スポーツ講習会)が、町立万葉ホールで行われました。

当日は健康に興味のある多くの人が集まり、トレーナーの大西 敏之 氏を囲んで実技を交えた講習会が行われ、未永く、楽しく運動や生活ができるよう



に正しい姿勢を身に着ける方法を学んでいました。

聖和台第4号公園の遊具が完成

聖和台第4号公園に、空をテーマにしたコンビネーション遊具が完成しました。

6才以下のお子さんには、大人が付き添って正しくご使用ください。



No.2

NEWS

わくわく農業体験

2月20日(土)、町内の畑で、わくわく農業体験シリーズ1『じゃがいもたねいもを植えよう』を行いました。

当日は、16組の親子49人が参加し、わくわく農業体験の会をはじめ、農業委員会委員、男のたまり場など多くのボランティアから農業の楽しさや食の大切さを教わりました。



感謝状贈呈式

3月1日(火)、町立磯長小学校の児童の皆さんから、太子町地域安全青色防犯パトロール隊、子どもの安全見守り隊の日頃の見守り活動への感謝を込めて、感謝状と花束の贈呈が行われました。

隊員の皆さんは、「今後も太子町の未来を担う子どもたちの命を守るために、がんばりたい」と抱負を述べられました。



たいしくん、斑鳩町「聖徳太子市」に参加



2月20日(土)、聖徳太子ゆかりの地友好都市斑鳩町で、聖徳太子市(昨年までの「斑鳩市」から名称が変更)が行われました。

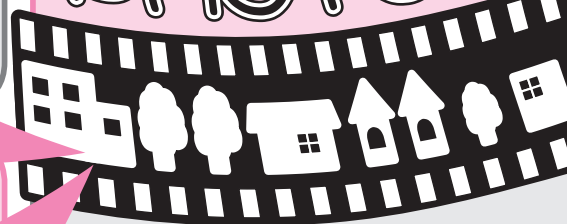
今年も「友好都市物産展コーナー」に出展し、特産物の販売や観光PRを行い、たいしくんも応援に行きました。

あいにくの雨でしたが、会場

内では、長野県飯島町、新潟市、和歌山県上富田町など、全国から斑鳩町と交流のある市町村の物産展があり、またステージでは友好都市PR・ゆるキャラSHOW・松山市郷土芸能「野球拳」大会など盛りだくさんのイベントが行われ、大勢の来場者が楽しんでいました。



PHOTO



町立竹内街道歴史資料館歴史講座

3月10日(木)、まちづくり観光交流センターで、町立竹内街道歴史資料館歴史講座を行いました。

町立竹内街道歴史資料館元館長の上野 勝己氏を講師としてお招きし、太子町と関わりの深い大和飛鳥で発見された植山古墳の被葬者についての興味深いお話を聞くことができました。





◆2016南河内大会 第3位
太子ミニバスケットボールクラブ

がんばった人に



はなまる

敬称略



◆太子ウインターリーグ 第3位・敢闘賞
太子町ジュニアサッカークラブ
(1・2年生)



◆太子ウインターリーグ 優勝
太子町ジュニアサッカークラブ
(4年生)

岳のぼり

町のシンボル二上山の美化への願いを込めて、今年も古くから伝わる年中行事「岳のぼり」を行います。

二上山雌岳山頂では楽しい抽選会も行いますので、皆さん、ぜひご参加ください。

【とき】4月23日(土) 午前11時～

【ところ】二上山万葉の森 岩屋登山口

【主催】二上山美化促進協議会、太子町、葛城市、香芝市

◆問合せ 地域整備グループ ☎98-5523



伊勢志摩サミットの安全開催にご協力をお願いします

5月26日(木)、27日(金)に行う伊勢志摩サミットを安全に開催するために、道路での検問やホテルなどでの本人確認をお願いすることがあります。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

不審に思うことがあればすぐに110番をしてください。

◆問合せ 富田林警察署警備課 ☎25-1234

こんぺいとう広場

こんぺいとう広場では松の木・やわらぎ両保育園で園庭開放を行っています。

なお、育児相談は、毎週水曜日の保健センターの相談室をご利用ください。

【とき】

○松の木保育園 4月12日(火)

○やわらぎ保育園 4月20日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】

1～4歳未満のお子さんとその保護者

【内容】

各園へお問い合わせください

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車での来園はご遠慮ください。

◆問合せ

松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ保育園 ☎98-0063

福祉グループ ☎98-5519

消費者トラブル情報

葬儀の料金トラブルに気をつけて

義父が突然亡くなり、病院からすぐに遺体を引き取るように言われ、電話帳に広告を出している葬儀社へ連絡した。遺体を運んでもらうとそのまま葬儀プランについて話し合った。

「家族葬でお願いしたい」と伝えましたが、一般葬を強く勧められ、最後は精神的な疲れもあり、根負けして約150万円の契約をした。葬儀は終わったが、お金がなく費用を支払うことが出来な

【ひとこと助言】

●葬儀は突然必要になる上、身近な人との死別の悲しみにより、冷静に対応することが難しい状況にあります。また、葬儀で提供されるサービスは種類も複雑であるため、業者との打合わせは親族などと複数で行

うことが大切です。

●見積書の請求に応じ、丁寧な説明をしてくれる葬儀会社を選びましょう。葬儀会社に予算や希望をはっきりと伝え、納得できるまで相談や打ち合わせを行ってください。特に、参列者の人数によって金額が増減する項目には注意が必要です。

●もしもの時に慌てることのないように、可能であれば生前に家族と相談し、葬儀について情報収集しておけば、冷静に対応できます。

●不安に思ったときは、富田林市消費者相談室にご相談ください。

◆問合せ

富田林市消費者相談室

☎25-1000(内線186)

